

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（係船浮標）
発生日時	平成28年2月4日 05時35分ごろ
発生場所	東京都小笠原村父島二見港 二見港防波堤灯台から真方位152°380m付近 （概位 北緯27°05.4′ 東経142°11.9′）
事故の概要	貨物船第二十八共勝丸 ^{きやうしょう} は、南進中、係船浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成28年3月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二十八共勝丸、317トン
船舶番号、船舶所有者等	134299、株式会社共勝丸
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 係船浮標 本体に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、離岸後、二見港内のほぼ中央にある係船浮標を3海里レンジとしたレーダーで捕捉し、船首目標として約5ノットの対地速力で南進中、同浮標の映像が、レーダー画面の中心付近となり、判別できなくなっていたが続航していたところ、係船浮標に衝突した。
分析	本船は、二見港内を南進中、船長が、船首目標としていた係船浮標の映像がレーダー画面の中心付近となり、判別できなくなっていた状況下、レンジを切り替えるなどして見張りを適切に行わずに航行を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、二見港内を南進中、船長が、船首目標としていた係船浮標の映像がレーダー画面の中心付近となり、判別できなくなっていた状況下、レンジを切り替えるなどして見張りを適切に行わなかったため、本船が係船浮標に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダーの使用に当たっては、レンジを切り替えるなど調整を適切に行うこと。